

料金表(2024年6月～)

医師が行う場合の居宅療養管理指導

居宅療養管理指導を医師が行う場合には、以下の居宅療養管理費を月2回を限度に算定できます。

居宅療養管理指導費(Ⅰ)

(円)

単一建物居住者1人に対して行う場合	515
単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	487
その他	446

居宅療養管理指導費(Ⅱ)

居宅療養管理指導費(Ⅱ)は、在宅時医学総合管理料または特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合に算定します。

(円)

単一建物居住者1人に対して行う場合	299
単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	287
その他	260

※利用者の負担割合は、市町村より交付された介護保険負担割合証に記入された負担割合となります。

※診療行為については医療保険での算定となり、他、処方箋料・採血・検便などを行った場合は、別途負担が発生します。

